

奨学生募集要項（2025年度）

No. 35

神戸大学推薦枠（A区分）

奨学団体名 （奨学金名称）	日本文化教育振興財団		
2025 募集依頼人数	1名（全国で10名程度）		
募集学年	学部2～4年生		
募集学部・研究科 研究分野等	全学部		
大学締切時期	神戸大学推薦枠（A区分）申請要項参照		
給付	月額 20,000円	貸与	無
授業料相当額支給	無		
（採用時）一時金	無		
併給	併給可	年齢制限	無
就労制限	—	出身地制限	無
その他応募条件	・ 学力基準あり（直前年度までのGPAが2.5以上） ・ 家計基準あり（※募集要項参照）		

公益財団法人日本文化教育振興財団

令和7年度奨学生募集要項

1. 趣 旨

日本文化教育振興財団では、我が国の教育、芸術、スポーツの振興と文化の発展に寄与することを目的として、経済的支援を必要とする国内外の学徒に対して奨学金の支給事業を実施します。

2. 特 徴

この奨学金の特徴は次のとおりです。

- (1) 奨学金は支給とし、返済の義務はありません。
- (2) 奨学金の使途については、本人の自由とします。

3. 奨学生の応募資格

- (1) 令和7年4月1日現在で下記の学校に在籍する高校2年生、3年生及び大学2年生、3年生、4年生を対象とします。

【高等学校】

- | | |
|--------------------|--------------|
| ・大阪府立高津高等学校 | ・大阪府立清水谷高等学校 |
| ・大阪府立住吉高等学校 | ・大阪府立天王寺高等学校 |
| ・大阪府立阪南高等学校 | ・大阪府立夕陽丘高等学校 |
| ・大阪教育大学附属高等学校天王寺校舎 | |

【大学】

- | | |
|-----------|-----------|
| ・大阪大学 | ・大阪教育大学 |
| ・大阪公立大学 | ・大阪芸術大学 |
| ・京都大学 | ・京都教育大学 |
| ・京都府立大学 | ・京都工芸繊維大学 |
| ・京都府立医科大学 | ・京都市立芸術大学 |
| ・神戸大学 | ・兵庫県立大学 |
| ・兵庫教育大学 | ・神戸市看護大学 |
| ・神戸市外国語大学 | |

(2) 学力基準

【高校生】

原則として、直前年度における全科目の評定平均値が5段階評価の3.0以上とします。なお、評価基準がこれと異なる学校については、これに相当する校内学力基準により判定いたします。

【大学生】

原則として、直前年度までのGPA（Grade Point Average）が2.5以上とします。なお、GPAによる学力基準を適用することが適当でない大学については、これに相当する校内学力基準により判定するものとします。

[GPAの計算例]

$$GPA = \frac{(\text{試験を受けた科目のGP} \times \text{その科目の単位数}) \text{の総和}}{\text{試験を受けた全科目の総単位数}}$$

	合格（単位修得）				不合格
評価	S（秀）	A（優）	B（良）	C（可）	D（不可）
点数	100-90	89-80	79-70	69-60	59-0
GP	4	3	2	1	0

(3) 家計基準

家計基準は、世帯人員、就業者の有無等によって異なります。保護者（主に家計を支えている人）の収入金額が選考の対象となりますが、収入・所得の目安はおおよそ次の金額以内です。

区分	給与所得者	給与所得者以外
3人世帯	605 万円	311 万円
4人世帯	670 万円	348 万円
5人世帯	783 万円	351 万円

給与所得者：源泉徴収票の支払金額（税込）

給与所得者以外：確定申告書の所得金額（税込）

4. 採用人員

高校生 12 名、大学 10 名程度

5. 奨学金の額と支給方法

(1) 支給金額

高校生：月額1万円

大学生：月額2万円

(2) 支給の期間

原則として令和7年4月から卒業時まで

(3) 支給の方法

奨学金は、奨学生本人名義の銀行等の預金口座に入金します。

(4) 支給の時期

初回支給については令和7年7月末日ごろを予定しています。なお、原則として以後3か月ごとに支給します。

6. 奨学金の支給停止または廃止

奨学生が次のいずれかに該当することとなったときは、奨学金の支給を休止、停止または廃止をすることがあります。また、奨学金の廃止の事由（下記(3)～(8)）に該当することとなった場合、

故意若しくは重大な過失による違約・違反が認められた場合には、奨学金の一部若しくは全部の返還を求めることがあります。

- (1) やむを得ない事情により学校を休学または長期にわたって欠席したとき（休止・停止）
- (2) 学業または性行などの状況により指導上必要があると認めたとき（休止・停止）
- (3) 傷い疾病などのため成業の見込みがなくなったとき（廃止）
- (4) 学業成績または操行が不良となったとき（廃止）
- (5) 在学する学校における学籍を失ったとき（廃止）
- (6) 当財団の事務局と連絡が取れなくなったとき、又はその指示や指導に従わなかったとき（廃止）
- (7) 当財団若しくは支援企業の名誉を傷つけ、又は著しく迷惑をかけたとき（廃止）
- (8) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき（廃止）

7. 募集方法

各学校の奨学金担当窓口を通じて募集します。

8. 応募の手続

次の書類を揃え、各学校の奨学金担当窓口に提出してください。

- (1) 奨学生願書(所定の様式)
- (2) 成績証明書又は通知表の写し(令和6年度分)
- (3) 保護者(主に家計を支えている人)の直近の給与所得の源泉徴収票の写しまたは所得税の確定申告書の写し
- (4) 個人情報の取扱いについての同意書(所定の様式)
- (5) 在籍する学校長等の推薦書(所定の様式)

9. 応募締切日

令和7年6月10日(当財団事務局必着)

10. 選考及び決定

- (1) 当財団に設置する奨学生選考委員会の選考を経て、代表理事が奨学生を決定します。
- (2) 採用決定者については、在籍する学校長及び本人に通知します。(令和7年7月中旬予定)

11. その他

応募書類の受付後、その記入内容の確認のため、当財団担当者が直接本人に連絡をすることがあります。また、応募書類の返却はいたしませんので、ご了承ください。

《問合せ・申請書類送付先》

公益財団法人日本文化教育振興財団 事務局

〒545-6027 大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目 1 番 43 号

あべのハルカス 27 階

TEL 06-6690-0902

FAX 06-6690-0903

E-mail info@nichibun-f.or.jp

URL <http://nichibun-f.or.jp/>

以 上